地域公共交通確保維持事業における幹線系統補助の概要

資料2

①地域間幹線系統補助について

複数市町村間で運行される広域幹線的なバス路線に対して、補助金を交付することで運行の維持を図る国の支援のこと。

■補助対象路線の要件

① 路線定期運行であること
② 複数市町村にまたがる系統であること
③ 広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定される系統であること
④ １日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
⑤ 輸送量が１５人～１５０人／日と見込まれること
⑥ 経常赤字が見込まれること
⑦ 補助対象期間の末日において引き続き運行される予定の系統であること
⑧ 都道府県主催、関係市町村の参加する協議会における協議を経て、地域間幹線系統確保維持計画に確保・維持が必要な運行系統として記載されていること

■対応する県の補助金

●山梨県バス運行対策費補助金
地域間幹線系統確保維持計画に掲載された系統を対象に、 国の制度に準じた補助制度により、補助を行っている。

②山梨県地域公共交通協議会（法定協議会）について

・地域公共交通計画の策定並びに地域公共交通の活性化を図るため、
①交通計画及び実施計画の策定及び変更の協議に関する事項
②全県的又は広域圏間で調整が必要な事項
等について協議を行う場として、令和4年度に設置。
・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づき設置。

■具体的な協議内容

・バス事業者毎の地域公共交通確保維持事業にかかる計画の協議
・山梨県地域公共交通計画にかかる協議

■組織

・県、国、市町村、公共交通事業者、公共交通利用者等により構成

■備考

・バス事業者毎の計画策定について、令和6事業年度分までは山梨県生活交通対策地域協議会（地域協議会）にて協議。
・制度改正に伴い、令和7事業年度分より、地域公共交通確保維持事業にかかる計画は山梨県地域公共交通協議会（法定協議会）での協議が必要。

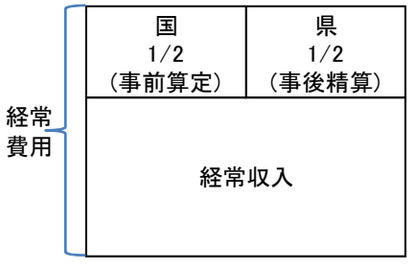

■幹線に対する補助のイメージ

・経常費用から経常収入を引いた額(赤字額)に対して、国と県で1/2ずつ補助を行う。
・国は計画に基づく事前算定で補助額を決めるが、県は運行実績に基づく事後精算で補助額を決めるため、両者の補助額は一致しない。